

報道機関 各位

記者発表資料 平成19年3月22日(木) 問い合わせ先：廃棄物政策課 担当：大久保 電話：829-1334 内線：3151
--

路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を指定

さいたま市では、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例が平成19年6月1日から全面施行となりますが、これに先立ち、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を指定します。これら区域において重点的な取り組みを行うことにより、条例の目的である環境美化の促進と快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進します。

1 指定区域

路上喫煙禁止区域：路上喫煙が他の歩行者にとって特に危険であると認められる区域

環境美化重点区域：環境美化の促進を図るため特に必要があると認められる区域

2 指定日

平成19年4月1日

3 指定の場所

大宮駅西口・東口、浦和駅西口、南浦和駅西口・東口の駅周辺

4 行為の制限

- ・路上喫煙禁止区域では、定められた場所以外では路上喫煙を禁止します。
- ・環境美化重点区域では、空き缶等の投棄を禁止します。

5 罰則

措置命令に従わない場合は、規則により2,000円の過料を科します。

6 今後の主な取り組み

- (1) 環境美化指導員による指定区域内における巡回パトロールの実施
- (2) 市民、事業者等との協働によるキャンペーンの実施
- (3) 鉄道、バス等における車内広告の掲載など積極的な広報・啓発活動の実施